

入 札 説 明 書

木曽森林管理署南木曽支署の令和8年度巻立業務請負 南木曽1に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令及び中部森林管理局競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日：令和8年2月26日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 木曽森林管理署南木曽支署長 井口 智

3 事 業 概 要：入札公告1のとおり

4 競争参加資格：入札公告2のとおり

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、入札公告2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札公告2(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料（以下、「申請書等」という。）を提出することができる。この場合において、入札公告2(1)(2)及び(4)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において入札公告2(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において入札公告2(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、電子調達システムにより送信するか、持参又は郵送（書留郵便に限る）或は電子メールで送信すること。電話、電報又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 申請書等の提出期間及び場所は、入札公告3(2)のとおり。
(3) 申請書等は、別紙様式1～5（巻立は4－2必要）により作成すること。
(4) 申請書等は、次に従い作成すること。

ただし、同種の事業の実績、配置予定の技術者の同種の事業の経験については、事業が完成し引渡しが完了したものに限り記載すること。

- ① 全省庁統一資格の資格確認通知書の写しを提出すること。

② 同種の事業の実績

入札公告 2(7)に掲げる資格があることを判断できる同種の事業の実績を別紙様式 2 に記載すること。

③ 配置予定の技術者の同種の事業の経験

入札公告 2(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の会社名、同種の事業の経験等を別紙様式 3 に記載すること。なお、同種の事業の現場代理人等(技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む)として、年間少なくとも 1 回以上従事し、かつ通算で 3 年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。従事期間は連続する 3 年である必要はないものとする。

④ 従事予定の技能者

従事予定の技能者の資格等を別紙様式 4 に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等の取得技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

⑤ 契約書等の写し

②の同種の事業の実績、③の配置予定の技術者の同種の事業の経験については、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種の事業であることが確認できない場合は、契約書の他に事業工程表等の当該事業の内容(同種の事業の実績及び技術者の経験)が証明できる書類を添付すること。

また、③の配置予定の技術者については、入札参加者が直接雇用していることが証明できる健康保険、年金保険及び雇用保険(以下「社会保険」という)の証書等の書類を添付すること。

従事予定の技能者の社会保険については、別紙様式 5 に加入状況を様式に明記すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格(単価)の制限の範囲内で最低価格(単価)をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、上記の条件を満たした上で、最低の価格をもって有効な入札を行った者が 2 人以上ある場合には、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(6) 調査基準価格を下回った場合の措置

① 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合

ア 分任支出負担行為担当官は、予定価格が 1 千万円を超える製造その他の請負契約について、調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該事業の事業期間の延期は行わない。

イ その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著し

く不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち「入札価格」が低い順から他の者をもって申し込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。

この場合、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当該発注機関の調査（事情聴取）に協力するものとする。

- ② 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(7) 申請書等の作成説明会

申請書等の作成説明会については、原則として実施しない。

- (8) 競争参加資格の確認結果は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無については、入札公告に示した日までに競争参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）により通知する。競争参加資格「無」とした者及び技術提案を「否」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(9) 資料のヒアリング

資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(10) その他

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 期限：令和8年3月31日16時

② 場所：〒399-5301 長野県木曽郡南木曽町読書3650-2

木曽森林管理署南木曽支署 総務グループ

③ 方法：電子メール（PDF ファイル形式）の送信、又は書面を持参により提出すること。
郵送、電話、電報又はファクシミリによるものは受け付けない。

④ 電子メール送信先：nagiso.d.b@maff.go.jp

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和8年4月9日までに説明を

求めた者に対し、書面により回答する。

7 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - ① 期間：令和8年2月27日（金曜日）午前9時から令和8年3月19日（金曜日）午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）
 - ② 場所：6(1)②に同じ。
 - ③ 方法：電子メール（PDF形式ファイル）の送信、又は書面を持参により提出する。郵送、電話、電報及びファクシミリによるものは受け付けない。
 - ④ 電子メール送信先：6(1)④に同じ。
- (2) (1)の質問に対する回答は、中部森林管理局のホームページに掲載する。
<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

8 入札及び開札

- (1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。契約担当官等において提示する。以下同様。）の契約書案、国有林野事業製品生産事業請負契約約款、添付書類、現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上入札しなければならない。
この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
なお、本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することが可能である。
- (2) 競争参加者は、入札公告に定める提出すべき書類を期限までに提出すること。
なお、提出すべき書類を提出しないことにより資格が確認されない場合は、入札に参加することはできない。
- (3) 競争参加者は、入札心得に示す入札書を電子調達システムにより送信するか、持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
なお、これ以外の方法による入札は認めない。
- (4) 請負契約内訳書の提出については、1回目の入札及び再度の入札に際し、作業区分毎の1立方メートル当たりの入札単価（間接経費を含む）及び予定金額（作業区分毎の総額）を記載した内訳書を入札書とともに提出すること。
なお、当該内訳書未提出の入札は、無効とする。
- (5) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (6) 入札書の提出場所は、入札公告6のとおり。
- (7) 入札書の受領最終日時は、入札公告6のとおり。
- (8) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名（外国人の署名を含む。以下同じ。）してお

かなければならない。

- (9) 入札書は、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び事業名を記載した封書に入れること。
- (10) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

ただし、金額の訂正は認めない。
- (11) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (13) 契約担当官等は、競争参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (14) 競争参加者は、請負代金の前払いの有無、前払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払い回数等を十分考慮して入札金額を記載のうえ入札すること。
- (15) 入札公告等により申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格確認が開札日時までに終了しないとき、資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (16) 開札の日時及び場所は、入札公告 6 のとおり。

なお、日時は変更する場合もある。日時を変更する場合は通知書により変更日時を通知する。
- (17) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (18) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(16)の立合職員以外の者は入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出するとともに、事前に提出した申請書の通知書の写しを提示しなければならない。
- (21) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (22) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ① 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 競争参加者又は代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (24) 開札の結果不落となった場合は、直ちに再度の入札を行うので、再度入札を希望する者

で、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる者は、電子調達システムを開いて待機すること。なお、入札書を郵送により提出された者は、再度の入札に参加できないことをあらかじめ了承の上、入札を行うこと。再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とし、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

- (25) 原則として、当該入札の執行において入札回数は、3回を限度とする。
- (26) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (27) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（入札心得第4条11項様式第7号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

9 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書。
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて入札公告2に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名のない入札書。
- (3) 委任状を持参しない代理人の行った入札書。
- (4) 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書。
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書。
- (6) 入札金額の記載を訂正した入札書。
- (7) 予定数量があり入札単価が空欄の入札書
- (8) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書。
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書。

また、低入札調査における事情聴取に応じない場合（指定の日時、場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出期限まで提出しなかった場合（天災、事故、病気等、特別な場合は除く）においても、入札を無効とする。

10 請負契約における低入札価格調査制度及び調査基準価格

- (1) 請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について、予決令第85条（同第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価

格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。

1 1 低入札価格調査

入札価格が調査基準価格を下回る価格で入札をした者によりその価格によって契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、説明資料の提出を求め、事情聴取を行うものとする。

(1) 提出を求める資料等

- ① 当該価格により入札した理由
- ② 労務費、燃料費、備品費、間接費等が記載された入札価格の内訳書
- ③ 契約対象箇所と入札者の本社、支社等の所在地、配置労務者等（配置予定技術者、配置予定技能者及び配置予定作業員）との地理的条件
- ④ 労務者等の具体的供給見通し
- ⑤ 手持ちの同種の事業等の状況（他省庁、他森林管理局の事業を含む）
- ⑥ 手持ちの機械等の状況
- ⑦ 過去3年間に於いて受注・履行した同種の事業等の名称及び発注者
- ⑧ 経営内容（財務諸表、納税証明書、給料の支払い証明書等）
- ⑨ 過去3年間の指名停止等の行政処分の内容とその事由
- ⑩ その他必要資料

- (2) (1)の資料の提出期限は、入札日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札者注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

1 2 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく、別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

1 3 契約条項

別紙様式の契約書（案）のとおり。

1 4 入札者に求められる義務

競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

1 5 支払条件

- (1) 前金払（無）
- (2) 中間前金払（無）
- (3) 部分払（無）

1 6 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、6 (2) の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、分任支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する受付窓口

受付窓口：木曽森林管理署南木曽支署 総務グループ

場 所：〒399-5301 長野県木曽郡南木曽町読書 3650-2

電 話：050-3160-6070

受付時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

1 7 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
 - (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
 - (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - (4) 落札者は、5 (1) の申請書等に記載した配置予定技術者等を当該事業に配置すること。
 - (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (6) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

（参考）国有林野事業で行う素材生産及び造林の資格の種類別等級区分を定めた競争参加者

の資格に関する公示（令和 7 年 1 月 31 日）

【国有林野事業で行う素材生産及び造林の種類別等級区分】

(例)A 社の省庁統一資格での審査結果通知書

資格の種類及び等級

資格の種類	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計	39		45	
等 級	D		D	

※A 社の場合、国有林の素材生産の競争入札に参加できる省庁統一資格の「物品の製造（その他）」では、当該等級区分（A：90 点以上、B：80 点以上 90 点未満、C：55 点以上 80 点未満、D：55 点未満）に従い D 等級となりますが、林野庁の公示による等級区分では C 等級（35 点以上 50 点未満）となります。同じように、造林も D 等級とされているのが C 等級となります。

林野庁の公示による等級区分

等 級	A	B	C	D
素 材 生 産 (物品の製造)	70 点以上	50 点以上 70 点未満	35 点以上 50 点未満	35 点未満
造 林 (役務の提供)	75 点以上	55 点以上 75 点未満	40 点以上 55 点未満	40 点未満

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当森林管理局のホームページ https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html の発注者綱紀保持をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。